

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) なお、番号法においては、別表第二に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。 (略)	(略) なお、番号法においては、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。 (略)	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和6年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和6年9月4日	(別添2)ファイル記録項目	因の差し替え	(1)住民基本台帳ファイルの記録項目変更	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年いないに、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり 内容: R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。 再発防止の内容: 旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。	事後	事案発生により追記
令和6年9月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年いないに、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり 内容: R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。 再発防止の内容: 旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。	事後	事案発生により追記
令和6年9月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年いないに、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり 内容: R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。 再発防止の内容: 旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。	事後	事案発生により追記
令和6年9月4日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年4月1日	令和6年4月1日	事後	時点修正
令和6年9月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見徴取 ②実施日・期間	令和3年4月26日から令和3年5月25日までの30日間	令和6年6月3日から令和6年7月2日までの30日間	事後	時点修正
令和6年9月4日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年6月26日	令和6年7月30日	事後	時点修正
令和7年8月8日	(別添1)事務内容	証明書自動交付機 ⑮住民票の写し、印鑑登録証明書 コンビニ交付システム ⑰証明書発行要求 住民票の写し等送信	証明書自動交付機の廃止に伴い削除 ⑮削除 コンビニ交付システム・らく窓 ⑰⇒⑱証明書発行要求 住民票の写し等送信	事後	機器撤去に伴う削除
令和7年8月8日	II ファイルの概要 6. 一①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入館を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正

<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅱファイルの概要 6. ③消去方法</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲリスク対策(プロセス) 6. ーリスク6. ー不適切な方法で提供されるリスク、ーリスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲリスク対策(プロセス) 6. ー情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲリスク対策(プロセス) 7. ーリスク1. ー⑤物理的対策、ー具体的な対策の内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲリスク対策(プロセス) 7. ーリスク1. ー⑥技術的対策、ー具体的な対策の内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅳリスク対策(その他) 1. ー②監査、ー具体的な内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAPに監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅳリスク対策(その他) 3. その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>事後</p>	<p>J-LISの記載例更新に伴う修正</p>

	I 基本情報 1. -②事務の内容	(略) また、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任」)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) また、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任」)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	記載の修正
	I 基本情報 2. -システム1 -②システムの機能	11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況を確認する。	11. 個人番号カードの発行状況確認 個人番号カードの発行状況を確認する。	事後	運用終了のため
	I 基本情報 2. -システム2 -②システムの機能	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上的に表示する。 5. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上的に表示する。 5. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
	I 基本情報 6. -②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令 第2条の表	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
	I 基本情報 7. -①部署	市民生活局市民生活部政推進課	市民協働局市民生活部政推進課	事後	機構改革によるもの
	(別添1)事務内容	コンビニ交付システム・らく窓 ⑨⇒⑩証明書発行要求 住民票の写し等送信	コンビニ交付システム ⑨⇒⑩証明書発行要求 住民票の写し等送信	事後	らくらく窓口証明書交付サービス 運用終了のため
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) (3. 送付先) 2. -④記録される項目 -その妥当性	4情報	5情報	事前	J-LISの記載例更新に伴う修正
	II ファイルの概要 (2. 本人確認)(3. 送付先) 3. -⑧使用方法	4情報(氏名、住所、性別、生年月日)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)	事前	J-LISの記載例更新に伴う修正
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) 4. -委託事項2	マイナンバーカード交付支援事務等包括業務	岡山市マイナンバーカードセンター運営等業務委託	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) 4. -委託事項2 -①委託内容	マイナンバーカード交付支援事務(交付前設定支援事務や交付窓口支援事務(受付・本人確認支援)など	岡山市マイナンバーカードセンター運営業務(交付前設定支援事務や交付窓口支援事務(受付・本人確認支援)など	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) 4. -委託事項2 -④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(事務室(各区市民保険年金課)での端末操作)	[○]その他(市の指定する事務室での端末操作)	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) 4. -委託事項2 -⑥委託先名	両備マイズ岡山市マイナンバーカード交付支援事務企画運営共同企業体	両備DNPマイズ岡山市マイナンバーカードセンター運営共同企業体	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) (3. 送付先) 4. -委託事項1、委託事項2 -⑧再委託の許諾方法	委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。	事後	記載の修正
	II ファイルの概要 (1. 住基)(2. 本人確認) 4. -委託事項2 -⑨再委託事項	マイナンバーカード交付支援事務のうち、交付前設定支援事務や交付窓口支援事務(受付・本人確認支援)など	岡山市マイナンバーカードセンター運営業務のうち、交付窓口支援事務(受付・本人確認支援)など	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
	II ファイルの概要 (2. 本人確認) 5. -提供先1、提供先2 -③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	事前	J-LISの記載例更新に伴う修正

<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基) 2. -リスク3 -入手の際の本人確認措置の内容</p>	<p>・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p>	<p>・番号法第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p>	<p>事後</p>	<p>通知カード運用終了のため</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基) 3. -リスク2 -特定個人情報の使用の記録 -具体的な方法</p>	<p>・既存住基システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)</p>	<p>・既存住基システムでは、操作者による認証(失敗時を含む)から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (2. 本人確認) 3. -リスク2 -特定個人情報の使用の記録 -具体的な方法</p>	<p>・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 (略)</p>	<p>・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ(失敗時を含む)・操作ログ)を記録する。 (略)</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (3. 送付先) 3. -リスク2 -特定個人情報の使用の記録 -具体的な方法</p>	<p>・送付先情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 (略)</p>	<p>・送付先情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ(失敗時を含む)・操作ログ)を記録する。 (略)</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基) 3. -リスク3 -リスクに対する措置の内容</p>	<p>(略)</p>	<p>(略) ・職員以外の従事者(委託先等)には、当該事項について覚書を締結し、従事者への周知・徹底を義務付けている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基) 3. -リスク4 -リスクに対する措置の内容</p>	<p>(略) ・委託先等には、個人情報保護に関する覚書を締結している。</p>	<p>(略) ・委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (2. 本人確認)(3. 送付先) 3. -リスク4 -リスクに対する措置の内容</p>	<p>(略) ・委託先等には、個人情報保護に関する覚書を締結し、従業者への周知・徹底を義務付けている。</p>	<p>(略) ・委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基) 4. -情報保護管理体制の確認</p>	<p>委託業者に対し、個人情報の保護の覚書を締結し、個人情報受託事務管理者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容等)の提出を義務付けている。</p>	<p>委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託事務管理者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容等)の提出を義務付けている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (2. 本人確認)(3. 送付先) 4. -情報保護管理体制の確認</p>	<p>委託業者に対し、個人情報の保護の覚書を締結を義務付けている。</p>	<p>委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託事務管理者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容等)の提出を義務付けている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基) 4. -特定個人情報の提供ルール -委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託している業務については、庁舎内の限られた場所の専用PCを使用して作業を実施しているため、特定個人情報委託先には提供していない。 (略)</p>	<p>・委託している業務については、市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)を使用して作業を実施しているため、特定個人情報委託先には提供していない。 ・職員の常駐する施設内に業務実施場所を限定し、外部への持ち出しを禁止している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (2. 本人確認) 4. -特定個人情報の提供ルール -委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託している業務については、庁舎内の限られた場所の専用PCを使用して作業を実施しているため、特定個人情報委託先には提供していない。</p>	<p>・委託している業務については、市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)を使用して作業を実施しているため、特定個人情報委託先には提供していない。 ・職員の常駐する施設内に業務実施場所を限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基)(2. 本人確認) (3. 送付先) 4. -委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 -規定の内容</p>	<p>委託契約書において、個人情報保護の覚書を締結するよう義務付けており、個人情報保護の覚書において、以下のことを明記している。 (略)</p>	<p>委託契約書において、個人情報の取扱い委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱い委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 (略) ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実地調査することができる。</p>	<p>事後</p>	<p>記載の修正</p>
<p>Ⅲリスク対策(プロセス) (1. 住基)(2. 本人確認) 4. -特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>-</p>	<p><岡山市カードセンター運営業務委託における措置> ・市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)をしようして業務を実施する。 ・業務を履行する場所・人・権限について制限を行う。 ・業務の履行状況について現場確認を行う(月に1回以上)。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)</p>

	IVリスク対策(その他) 1. -②監査-具体的な内容	<住民基本台帳に関する事務における措置> ・情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。	<住民基本台帳に関する事務における措置> ・特定個人情報保護に関する監査又は情報セキュリティに関する監査を概ね5年周期で実施する。	事後	記載の修正
	IVリスク対策(その他) 2. -従業員に対する教育・啓発- 具体的な方法	<住民基本台帳に関する事務における措置> ・職員に対し、情報セキュリティ研修を定期的実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。(略) ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、従業員への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。	<住民基本台帳に関する事務における措置> ・職員に対し、特定個人情報保護研修及び情報セキュリティ研修を年1回以上実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。(略) ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、従業員への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。	事後	記載の修正
	V 開示請求、問合せ 2. -①連絡先	岡山市市民生活局市民生活部区政推進課	岡山市市民協働局市民生活部区政推進課	事後	機構改革によるもの
	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年4月1日	令和8年4月1日	事後	時点修正